

★ 職員に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則及び消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十四号）（人事室）

一 改正の要旨

広島県副知事定数条例の制定及び行政組織の再編に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十五号）（こども家庭支援室）

一 改正の要旨

- 1 障害児施設給付費に係る減免の制度が改正されたことに伴い、申請書の様式を改正した。
- 2 児童虐待の防止等に関する法律の規定による立入調査をする者が携帯するその身分を証明する証票の様式を、児童福祉法の規定による立入調査をする者が携帯する証票の様式に統一した。
- 3 その他必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 介護保険法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十六号）（介護保険指導室）

一 改正の要旨

介護員養成研修事業者の指定の申請等の様式を定めるとともに、指定居宅サービス事業者等の指定の更新の申請に係る手数料を徴収することに伴い申請書の様式を改めるなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日

★ 広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第五十七号）（商工金融室）

一 改正の要旨

高度化事業について、貸付利率を改定するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年四月一日